

項に規定する名簿)に登載されている者で、「解体」のA等級に格付けされている者。

- (3) 基準日から入札日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱(昭和61年4月1日群馬県要綱)第2条第1項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱(平成17年告示第9号)第2条第1項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者。
- (4) みなかみ町条件付一般競争入札実施要綱(平成19年告示第86号、以下「要綱」という。)第7条に規定する資格要件を欠く者でないこと。
- (5) 当該工事において、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する監理技術者(解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講者)を配置することができる者。
- (6) 建設業法等の関係法令に基づく施工資格等の要件を満たす者で、かつ、群馬県利根郡みなかみ町内に建設業法に基づき設置された本店を置く者。
- (7) 国又は地方公共団体等の公的機関が発注した同工種工事を過去15年以内に元請人(共同企業体の構成員も含む)として完工した実績のある者。
- (8) 建設業法の規定に基づき解体工事に係る特定建設業の許可を受けている者。
- (9) この工事に係る設計業務等の受託者でない者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がない者。

5 同工種施工実績

4 (7)における「同工種工事」とは以下に該当するものをいう。

建築物の解体工事

(※1 棟全体の解体とし、部分解体は対象外とする。)

(※2 改築等の解体以外の工種が主となる工事を実績とする場合は、以降に掲げる同工種施工実績調書において、建築物の解体工事が含まれていることを明らかにしたものを明示のこと。)

6 設計業務等の受託者

4 (9)における「この工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社福島建築設計事務所 (群馬県前橋市日吉町一丁目3番地の6)

7 入札参加申請

本件入札は、ぐんま電子入札共同システムによる電子入札にて執行する。入札参加申請希望者は、次に掲げる書類(以下「参加申請書」という。)をぐんま電子入札共同システムより様式を取得し、必要事項を入力の上PDF形式のファイルを作成し、提出するものとする(押印不要)。また、期限までに参加申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

なお、入札参加資格を認められた者であっても、開札日までに資格要件を欠いたときは、入札に参加することができない。

(1) 参加申請書

- ①一般競争入札(条件付)参加資格確認申請書(要綱様式第1号)
- ②経営事項審査結果通知書の写し(最新のもの)

③監理技術者配置予定調書（要綱様式第2号）

※配置予定技術者の資格者証等の写し、及び継続した雇用関係を示すものの写しを添付のこと。

※配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者を記載のこと。

④同工種施工実績調書（要綱様式第3号）

※この公告における入札参加資格を確認できる工事の施工実績1件を記載し、記載の工事内容を確認できるもの（コリンズ登録内容確認書や契約書・設計書の写しなど）を添付のこと。

⑤法人住民税の完納証明書（納税義務のある場合）

(2) 入札参加資格は申請受付期日以降に確認し、その結果を電子入札システムにより通知する。

(3) 申請書及び資料は、申請受付期日以降の差し替え及び再提出は認めない。

8 設計図書の閲覧及び質問

(1) 設計図書等は、本公告日から入札情報公開システムにより閲覧することができる。

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容を除き質問書（要綱様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、以下メールアドレス宛てにファイル形式（Microsoft Word）を変更せずに添付ファイルとして電送すること。

質問書送付先： office-kyo-gaku@town.minakami.gunma.jp

(3) 質問受付期日までに受信をしたメールについて受信した旨のメールを返送する。

(4) 提出された質問の回答は入札情報公開システムにより回答書を閲覧することができる。

9 現場説明会

行わない。

10 入札参加の辞退

入札参加申請後、事由により入札を辞退する場合は入札書受付期日までに電子入札システム上で辞退処理を行うこと。

11 入札日程

(1) 申請受付期間 公告日の翌日から令和7年7月29日まで

(2) 確認通知書発行 令和7年8月1日頃

(3) 質問受付期間 公告日の翌日から令和7年8月5日まで

(4) 質問回答日時 令和7年8月8日頃（質問内容により随時掲示する。）

(5) 入札書受付日時 令和7年8月20日から令和7年8月25日 17時00分まで

(6) 開札・通知 令和7年8月26日 9時30分より

※ 上記の期間は、土曜日、日曜日、祝日及び祭日を除く9時00分から17時00分までとする。

12 入札の注意事項

(1) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書（指定様式）を提出すること。提出された工事費内訳書は開示することがある。

- (2) 入札執行回数は1回とする。なお、参加申請者がいない場合中止とし、落札者がいない場合には入札不調とする。
- (3) 落札の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。（入札額は消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) 予定価格の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。なお、最低の価格が2者以上となった場合は、電子くじで落札候補者を決定する。
- (5) 本公告に示した競争入札において、必要な資格のない者、虚偽の記載を行った者及び入札時点で、4に規定する入札に参加する者に必要な資格に関する事項に掲げる資格の無い者の行った入札は無効とする。
- (6) 工事費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額に相違があるときは、その入札書は無効とする。

13 入札保証金

免除

14 契約保証

契約保証については、次の中から受注者が選択するものとする。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金融機関又は保証事業会社の保証

15 予定価格の事前公表

金116,790,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

16 最低制限価格

この入札は最低制限価格を設ける。この価格を下回る入札をした者は失格とする。（事後公表）

17 契約の締結

- (1) 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第47号）の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

18 その他

地域経済の活性化及び町内事業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点により、本件工事の下請施工及び資材調達等にあたり、可能な限り町内事業者を活用するよう配慮すること。

19 問い合わせ先

利根郡みなかみ町後閑 318 番地

みなかみ町教育委員会事務局 学校教育課 教育環境対策室

TEL 0278-62-2275

FAX 0278-62-0632

上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同法施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び関係要綱の定めによる。